

# 水戸市自殺対策計画策定基本方針

## 1 計画策定の趣旨

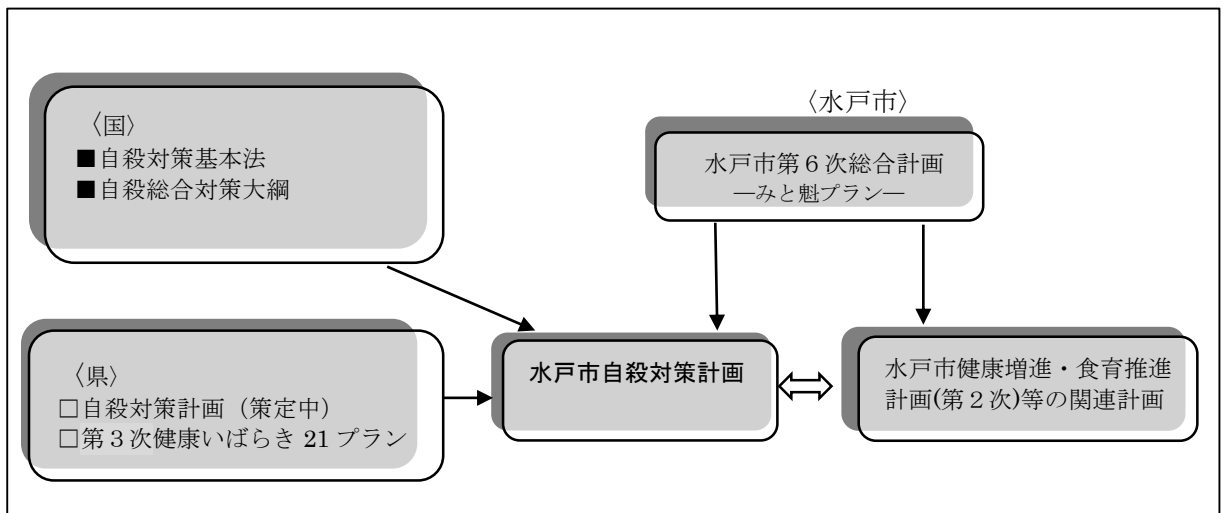
我が国においては、2006年に自殺対策基本法が施行されて以降、それまで「個人の問題」として捉えられてきた自殺の問題が、広く「社会の問題」として認識されるようになり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。しかし、我が国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はまだまだ続いている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、自殺対策を、更に総合的かつ効果的に推進するため、2016年には自殺対策基本法が改正され、都道府県と市町村は自殺対策計画を策定することとされました。また、2017年には、国において自殺対策の指針である、新たな自殺総合対策大綱が策定されました。

茨城県においても、「第3次健康いばらき21プラン」において、自殺予防体制の充実に向けた取組を推進するとともに、自殺対策計画の策定を進めております。

本市においては、「健康で心豊かに暮らせるまち・水戸」の実現に向け、2017年に策定した「健康増進・食育推進計画（第2次）」に基づき、こころの健康を保つための施策の充実を図っているところです。今回、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—」を上位計画として、関連計画である「水戸市健康増進・食育推進計画（第2次）」等との整合を図りながら、社会情勢の変化、市民意向等を踏まえ、「水戸市自殺対策計画」を策定するものです。

【図】計画の位置づけ



## 2 計画の基本的姿勢

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことの可能な社会的な問題です。自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要であり、市民一人一人の関心を高め、市全体の問題として、さまざまな関連機関と相互に連携、協働する仕組みを構築する必要があります。

そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、地域の特性に応じた自殺対策を推進します。

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他さまざまな分野の施策、組織が密接に連携する必要があります。なかでも高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態に陥りやすいため、社会参加等の施策と連動した事業の展開を図ります。

### (2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みを抱える人や社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々となつなぐためには、生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。このため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、自殺対策を支える人材の育成を図ります。

### (3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及・啓発を行います。

### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要であるため、地域における居場所づくりなど、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進します。

\* 「生きることの阻害要因」：失業や多重債務、生活苦等の自殺のリスク要因

「生きることの促進要因」：自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の自殺に対する保護要因

### (5) 児童生徒への教育の推進

児童生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、さまざまな困難・ストレスに対するSOSの出し方に関する教育、こころの健康の保持に関する教育を推進します。

## 3 計画の構成及び期間

### (1) 計画の構成

本市の課題やこれまでの取組状況、調査結果、重点化を図る項目等を踏まえ、目指すべき姿及び施策の基本的方向、目標指標（数値目標）、具体的な施策等を定めます。

### (2) 計画の期間

2019年度から2023年度までの5か年を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

### (1) 市民参加

① 水戸市健康づくり推進協議会

保健, 福祉, 医療の関係機関, 関係団体, 学識経験者等で構成する, 水戸市健康づくり推進協議会を開催し, 計画内容等の審議を行います。

② 団体からのヒアリング

保健, 医療, 福祉, 労働等の関連団体からヒアリングを行い, 計画に反映します。

③ 市民アンケート調査

市民の生活習慣や健康づくり等について実施したアンケート調査結果を策定の基礎調査とします。

④ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため, 意見公募を実施します。

### (2) 庁内組織

① 庁議, 政策会議

庁議は, 計画(案)に係る重要事項について審議し, 計画を決定します。

政策会議は, 意見公募手続きにかける計画(素案)を決定します。

② 水戸市自殺対策計画庁内検討委員会

関係課長等で構成する水戸市自殺対策計画庁内検討委員会は, 計画(素案)及び計画(案)の策定作業を行います。

③ 水戸市自殺対策計画実務担当者会議

関係課の実務担当者で構成する水戸市自殺対策計画実務担当者会議は, 関係業務内容の整理・集約・分析等により, 計画(素案)の策定作業を行います。

## 5 策定スケジュール

別紙のとおり